

平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害医療 ACT 研究所の災害支援活動報告

【活動目的】

2017年7月5日から6日にかけて発生した「平成29年7月九州北部豪雨」は福岡県から大分県にかけて被災し、最大被害地となった朝倉市では801人（7月7日現在）の避難者が発生し、20箇所の避難所が設置された。朝倉市の高齢化率は31.5%（平成28年4月1日現在）と全国平均に比し高く、高齢の避難者が多い。高齢者は屋外の和式仮設トイレの使用は困難であり、排泄障害による健康被害が想定された。このため7月20日から22日にかけて、避難所管理者の要請、各支所の避難所評価を基に屋内設置型ラップ式トイレを20台設置することを目標に活動を開始した。

【活動経過と内容】

7月21日、朝倉市役所総務部財政課とふるさと課にて設置許可を得た。そして被災地域の直接の所管である杷木支所にて各避難所の調査、避難所代表者との協議などを計画した。杷木支所に出向いたところ、屋内設置型ラップ式トイレの設置は杷木支所としての調査が前提とのことで、7月22日に6箇所の避難所調査を実施した。

これらの避難所は一部水道が復旧し、備え付けのトイレは使用可能であった。しかし、避難されている要介護者は屋内設置型ラップ式トイレの需要ありと判断し設置の準備を進めた。ところが、避難所責任者から報告がないこと、公平性に欠けるとの理由で、その時は設置に至らなかった。杷木支所としては今後新たに行う調査結果を元に設置の要否を再度判断したいとのことで、屋内設置型ラップ式トイレ20台と消耗品2500回分を同支所に納入し、設置責任者である杷木支所職員3名に設置方法を説明し現地での活動を終えた。（図1）10月に入り避難所が3箇所に集約されたのを機に杷木支所より屋内設置型ラップ式トイレの引き取り依頼が入り、10月6日に1名立ち会いのもと災害医療ACT研究所事務局に輸送して活動終了となった。



図1 屋内設置型ラップ式トイレの使用方法説明風景

【今回の課題】

避難者は日常生活の場でない場所（避難所）で避難生活を余儀なくされる。避難生活とはいえ、保健衛生や障害福祉への配慮は当然必要である。我々の活動趣旨は「被災地の命と健康を守る」ということであるが、今回の活動を通じ、避難所設置の際に必要なとされる保健衛生や福祉分野に関する職員への教育、避難所評価の方法とその時期に関する事前の検討が十分とはいえず、災害対策本部もそれらへの配慮が不足しているように感じた。福岡県も屋内設置型ラップ式トイレを備蓄していたにもかかわらず使われることはなく、県庁の災害対策本部の保健医療部門はすで収束していた。

朝倉市に限らず、自治体が災害時の支援を受けるためにはそれなりの準備と体制構築が必要であることの認識に欠ける、あるいは想像できないことがわが国共通の課題であると思われる。その結果、各部署担当者個人の判断に任されてしまうととも、部署間の縦割りの壁により支援が行き詰まる。

避難所における需要調査は何らかの評価標準がないと集約することは難しい。そして分野ごとで評価基準を持ち合わせていても、分野を跨ぐ部分（境界領域）は各分野で指標が異なる場合もあり、調整が必要である。これらを総括するのが避難所管理者の役目であるが、管理者が機能しなければ需要の把握はできない。

【今後の目標】

自治体における災害時の支援受け入れ調整としての保健医療福祉コーディネート体制の存在により、災害発生直後から保健医療福祉の各分野がまとまりのある組織として機能し、境界領域を含めた災害対応が可能となる。しかしながら、そのような体制作りは十分ではない。この体制作りには災害医療ACT研究所のコーディネート研修の継続と、自治体への協力の呼びかけが重要である。

熊本地震におけるアンケートではより早いフェーズでの屋内設置型ラップ式トイレの配備を希望する意見が多かった。今回の活動時期も遅れた感があり、我々の活動時期に関する検討が必要である。また、遠方の災害発生への対応には地理的限界があり、全国に備蓄拠点を設置し、災害に備える計画も検討したい。